

# 小型自動車競走・

## 競艇・競犬

―開催されなかった公営競技―

公営競技とは、地方公共団体などが施行者となり、客が勝者を予想して投票するいわゆる「公営ギャンブル」のことで、現在、競馬・競輪・競艇・オートレースの四競技が行われている。

このうち、横浜市では、過去に競馬と競輪を開催しており、市内に競馬場と競輪場が存在した時代があった。

これらの競技が公営競技として制度化されるのは、第二次世界大戦後の昭和二〇年代であった。各業界は、それぞれの競技やその基礎となる産業の振興のため、地方公共団体は財政難を収益事業で補うためであった。

競馬は、一九四八（昭和二三）年の競馬法によって中央競馬と公営競馬となり、自転車は同年自転車競技法、オートレースは、五〇（昭和二五）年の小型自動車競走法、競艇は、五一（昭和二六）年のモーターボート競走法とそれぞれ法整備がなされて、公営競技として実施されるようになった。

横浜市には、第二次大戦前は日本競馬会の横浜競馬場（根岸競馬場）と地方競馬の戸塚競馬場があったが、横浜競馬場は大戦中に海軍が使用し、戦後はアメリカ軍に接収された。一方、戸塚競馬場は、四六（昭和二二）年、同年の地方競馬法施行前に早くも再開さ

れた。四八年九月八日には、横浜市は競馬法の「著しく災害を受けた市で内閣総理大臣が指定するもの」の指定を受け、一〇月に横浜市営第一回戸塚競馬を開催した。五〇年には川崎競馬場に移り、その後、戸塚競馬場は廃止された。横浜市の開催権は、六二（昭和三七）年の法改正により六五年三月末までとなったが、六五年に三年間延期となり六七年度を最後に廃止された。

県内の競輪は、一九四九（昭和二四）年、川崎競輪が始まり、県も競輪場設置と開催に動き始めた。最初、多摩川スピードウェイが決まったが、後述の理由で花月園（鶴見区）に変更となり、五〇年五月、県施行の競輪が開催され、同年七月には横浜市営第一回花月園競輪を開催した。その後、九七（平成九）年まで横浜市開催が行われ、翌年から

県・横浜市・横須賀市の神奈川県競輪組合の開催となり、二〇一〇（平成二二）年花月園競輪場は廃止、川崎・小田原両競輪場で開催が続いたが、二〇一四（平成二六）年度をもって同組合主催は終了している。なお、競輪・競馬共に他の自治体開催は続いている。

競艇とオートレースは、相模湖競艇場が開設直前までいき、後述のように多摩川スピードウェイが指定されたが開催はされなかった。横浜市内においては、後に見るように、いくつかの競技場開設の動きがあった。

この他に昭和二〇年代には、法制化されなかった「公営ギャンブル」の提

案がいくつもあった。

一九四八年、第二回国会においては、全国知事会議などから競犬法制定の請願が提出され、衆院治安及び地方制度委員会には東京都の大木操副知事が出席し説明している。五一（昭和二六）年の第一〇回国会には、畜犬競技法案

が提出され、衆議院では可決したが参議院では審議未了となった。後出の五大都市と東京都が法制化を要請し、横浜市が成立有望としていた五七（昭和三二）年にも法律は制定されなかった。

この他、第一〇回国会にはハイアライ競技法案が、第一五回国会には回力球競技法案が提出され、また公営競技に関する議論の中では、闘牛や闘鶏などを法制化する動きもあったと語られている。地方財政が逼迫していたために様々な競技が提案されていた。

ここでは、法制化されたが横浜市では開催されなかった競技、また法制化されなかった競技のうち、市内で何らかの動きがあった表題の三競技について、横浜市の公文書などから、どのような動きがあったのかを見ていく。

### 鶴見小型自動車競走場案

小型自動車競走（オートレース）は、一九五〇年の法律では、エンジンが一五〇〇立法センチメートル以下の二輪自動車による競走と規定され、都道府県と京都・大阪・横浜・神戸・名古屋市が開催することができた。

五〇（昭和二五）年四月に法案が国

会を通過した直後、五月三日の『神奈川新聞』は、次のように報じている。

法律では「各府県に一か所ずつ競走を施行し得ること」になり、「横浜市でも実施するために早急に準備を進めることになった」と述べている。しかし、「競技場の敷地もまだはつきりしていないしうまくいっても九月ごろからと予測される」として、まだ競技場の場所も決まっていない状態であった。記事によると、敷地は五万坪ぐらいが必要で、市有地でも整地や建造物に数千万円、土地を買収すると一億円を超えるとするが、収入は、売上高が一回の開催で一億円とすると、政府への納付金や諸経費を引いて八〇〇万円位となり、競馬や競輪よりも率は悪いが、財政難の地方自治体にとっては「ありがたいもおけ口」と述べている。

競走場については、同年五月一日、鶴見区の有力者などから区内へ誘致する陳情が出されている。陳情書は、上田甲午郎（京浜急行電鉄専務取締役）・佐久間道夫（元衆院議員）・中西誠一（元市議・県議）・松尾嘉右衛門（元貴族院多額納税者議員）・森田宗作（元神奈川区長）・飯田助夫（元衆院議員）によって提出された。飯田以外は鶴見区在住であった。

陳情書によると、自動車レースは戦前に「相当華々しい実績」があったが、戦時には中止されていたこと、戦後、陳情の前年の一九四九（昭和二四）年に多摩川オリンピアスピードウェイに

において自動車レースが開催され「非常なる成果を収め」たこと、これにより地方財政の改善と小型自動車の性能向上などを目的とした小型自動車競走法が成立したことを述べ、横浜市でも実施に向けて動いていると思われるが、財政難のなか施設費の出費は困難と思われるので、有志により小型自動車競走場を設置するとしている。

具体的な場所は、鶴見区の下(上)末吉町・市場町の鶴見川沿岸(図1)、現在は市北部第一水再生センターなどの土地四万坪で、鶴見小型自動車競走株式会社(仮称)を設立して建設する予定であった。低湿地であるため埋め立てて、競走路は一周八〇〇メートル、幅五〇メートル、一〇車線で、スタンドなどの建造物は一五〇〇坪、スタンド・芝生席で三万人を収容する予定であった(以上、「小型自動車競走施行に関する陳情」、「陳情書綴」横浜市各課文書二二七所収)。

しかし、八月の県議会経済常任委員会では、横須賀市追浜・多摩川スピードウェイ・鶴見川畔・川崎競馬場・高座郡大和町・相模大野・戸塚競馬場の候補地から、無記名投票の結果、多摩川スピードウェイが選ばれ、横浜市と協議して異存が無ければ同地に決定すると報じられている(神奈川新聞八月一三日)。

その後、同年八月、横浜市会には「小型自動車競走実施の件」が提出され可決し(横浜市会会議録八月二九日)、県

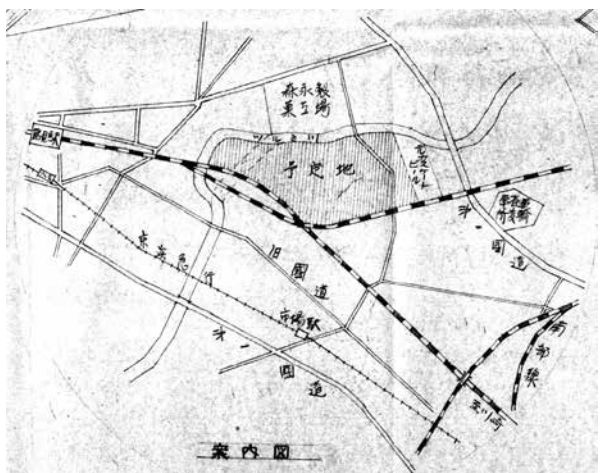


図1 鶴見自動車競走路案内図(各課227所収、色反転)

では一〇月定例県議会において、小型自動車競走事業会計の設置と同年度中に二回開催の見通しで補正予算が組まれている。しかし、同年度中には「諸般の情勢によって開催不可能となり」(県議会史統一、六六四頁)、開催されなかった。翌五二(昭和二六)年度県予算案では五回の開催を予定していた。

しかし五一年も開催されず、一二月には「県と横浜市の仲がもたついている」として、市から実施の意思があるかどうか、多摩川以外に適当な場所を内定するかの「詰問」があったと報じられた(神奈川一二月二日)。これに対し県は、実施するかは今後検討する、多摩川以外には腹案はないと回答した。記事では「あまり儲かりそうもない」ので県当局者が「やる気のないことありあり」だが、「バクチ行政にはこと

のほかご熱心な議員諸公に引きずられて今日に至った」と述べており、県は消極的だったようである。「多摩川」については、河川敷であるので開催や施設に制約があり、工事をするのは「一般の常識を越えている」と記事は述べている。そして「いかに貧困財政の穴埋めとはい、ながら、とかく公営バクチは県政のガンである」とする。

翌五二(昭和二七)年一二月、県議会臨時会では、知事代理副知事の答弁に「オートレースは目下公営事業常任委員会で検討中である」との発言がある(県議会史統一、四一三頁)。しかし、神奈川県では、この後もオートレースは開催されなかった。

### 鶴見と杉田、二つの競艇場案

この一九五二(昭和二七)年一二月県議会臨時会において、競艇については「モーターボートは県としては一応やらない方針である」と述べている。昭和二〇年代後半になると、五〇年に川崎競輪において騒擾事件が起き、他の競輪場でも大きな事件が起きたために、公営競技への風当たりが強くなってきた。また、朝鮮戦争特需により経済が好転してきたこともあり、県施行では新規の公営競技は開催しない意向であったのであろう。

横浜市では、競艇については、五二年から調査を始め、五三(昭和二八)年には、各開催地へ収支実績などを問い合わせるなどの調査を行っている

〔「モーターボート公文書綴」、横浜市各課文書六七九、「モーターボート雑綴」、同六八〇〕。この中の各地の売上成績表に付けられたメモに、全国モーターボート競走会連合会広報課長の談話として、「神奈川県で相模湖を指定しているが、横浜港で開催することは適当と思う」、「もし横浜で開催するならばボート四拾艇を購入して欲しい」との記載があり、五一(昭和二六)年、相模湖が適当とされたが、その後、設置をめぐる混乱が生じたためか、横浜港での開催の可能性もあった。

五四(昭和二九)年には、横浜市域で二つの計画が提出されている。一つは、日本競艇施設株式会社(東京都文京区湯島)の五四年四月「神奈川県鶴見競艇場新設計画書」である。この計画は、鶴見川東側の鶴見区上末吉向整約四万坪が敷地予定地であった。この場所は、先に見た鶴見自動車競走路(図1)と同じ場所であった。こちらは二万五〇〇〇余坪を浚渫して湖とし、残土を周囲の一萬五〇〇〇坪に盛り土とし、宅地等にする計画であった。もう一つの計画は、鎌倉市が施行者となつて、磯子区杉田沖で開催しようとするものであった。

鎌倉市は、五四(昭和二九)年三月、市議会において競艇を施行すること可決し、十一月、横浜杉田モーターボート施設株式会社発起人総代福島世根と競艇場の賃借料などの契約書を交わしている。

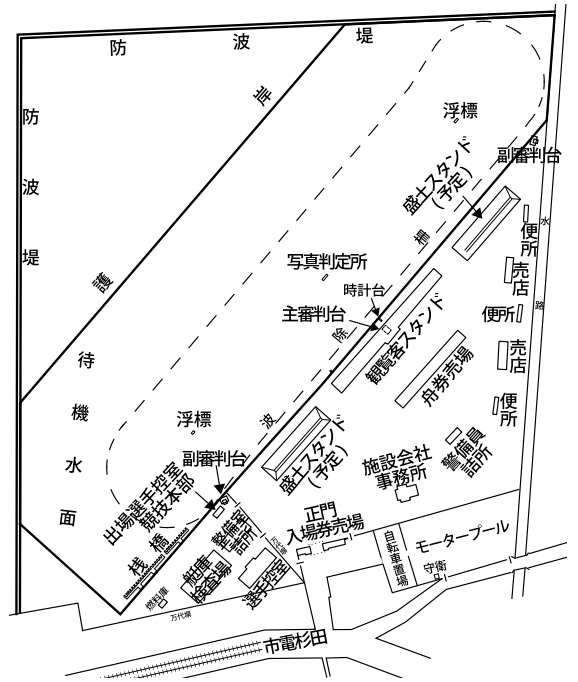


図2 横浜モーターボート競艇施設配置図  
(各課679所収から作成)

力松太郎(読売新聞社主)・箕浦太一(元日産社長)・安藤正純(文部大臣)などの「政財界の大物十五氏がズラリと顔を並べ」(神奈川新聞)、レース施設のほかにクラブ・ホテル・水族館・遊園地なども作る計画であった。港湾局

三月八日には、鎌倉市から、競艇開催の指定申請をするので施設予定地の横浜市の承認を求めている(同)。四月一日には県土木部長から港湾局長宛に「口頭照会」をしていた問題についての通知がきており、「未完成の埋立地を基地として使用するならば」「埋立事業に邁進しない結果を生じ免許趣旨にも合致しない」として、競艇場設置には否定的であった。

その後、鎌倉市長が四月に替わったこともあり、設置されなかった。

### ドッグレース場案

ドッグレースは二〇世紀初めから欧米で行われており、上海でも開催されていたので日本でも知られていた。

一九三二(昭和六)年には、東洋観光株式会社創立事務所から神奈川県宛に、ドッグレース場などの建設出願がなされている(競犬場に関する件(庁府県)、国立公文書館平9警察00215100)。これは川崎市大島南耕地一万二六三〇坪に「横浜競犬場」を設置する計画であつ



図3 上海グレイハウンドクラブのプログラム  
1929年(各課684所収)

たが不許可となっている。

第二次大戦後は、地方財政の一助とする案が早くから登場している。横浜市では、一九四六(昭和二一)年九月、日本ドックレース協会創立準備会(代表横出政五郎、事務所西区西戸部町)から、ドッグレース開催の申請がなされている(半井清資料A-38-23)。

趣旨では、「凡ゆる点より国際都市として世界平和に貢献すべき重大な役割」を負っている横浜市の「復興と社会不安の除去、文化都市の建設は極めて緊要」であるので、ドッグレースを実施するとしている。この純益の一部は横浜市の財源として納付し、他に厚生同胞協会の神奈川県支部の施設に活用すると述べている。競技会場は市の斡旋により子安台公園(神奈川県区)を第一候補地として、約八〇〇坪に競走場等を設置する計画であった。

一九四八(昭和二三)年には、木下茂・中島孝夫・太田亥十二が発起人となり日本ドックレース協会を創立し、岸根公園総合運動場二万坪を市から借り受け、ドッグレース場設置を計画していると報じられた(神奈川新聞二月一九日)。走路は約七割が完成している運動場を利用し、上屋付五〇〇〇人収容の観客席、他に斜面をひな壇にして一万五〇〇〇人を収容する計画であった。法律の実施を待つて全国に先駆けて開催するために、先ずは施設は応急的なものとし、逐次、本格的なものとする予定であった。その他にキャバレ

翌年一月七日、毎日新聞や神奈川新聞がこれについて記事を掲載している。記事によると、東京モーターボート競走場設置株式会社常務福島から運輸省へ杉田海岸埋立地に競艇場設置の出願が提出され、運輸省から横浜市に意見を求めてきていた。設置場所は、市電杉田停留所前面の埋立地であった。この土地は一九四三(昭和一八)年、軍用地造成のために横浜市が埋立に着手し、四五年に計画の五分の一の約一万坪が完了したところで中断していたが、四七(昭和二三)年、「市民文化並体位向上施設」と「臨海住宅地」とするために日本文化産業振興株式会社が埋立の権利譲渡を申し入れて来たため、譲渡した場所であった(市議会議録昭和二二年一二月二三日)。

の談では、同地が第二臨海工業地帯造成計画に含まれているので、「あまり賛成はしたくない」とするが、権利者を縛る法的な根拠はなく、「競艇場は一応出現されるのではないか」と記事は述べている。

この記事を受けて、地元では賛否両論が起きている。同月一〇日には、屏風ヶ浦漁業組合員約三〇名が市役所や市会議長を訪問し、漁業や海苔養殖に影響があるので「絶対反対」を伝えている(神奈川新聞一月二一日)。一方、二月八日に杉田十日会商店街が、知事・市長・市会議長へ地元賛成者二五〇名が署名した陳情書をもって設置促進の陳情を行っている(同二月九日)。また、磯子旅館組合でも賛成の陳情書を提出している(「モーターボート公文書綴」)。

ー・レストラン・ホテル・ベビーゴルフ場・プールなども併設した「国際的総合歓楽境」を現出するとしている。

一九五二(昭和二七)年一二月には、東京都・京都・大阪・横浜・神戸・名古屋から「ドッグレース法制定に関する陳情書」が提出されている。これらの都市にとつて、「窮乏せる地方財源の増収」は大きな問題であった。同年には、前年参議院で審議未了となった畜犬競技法案の修正が国会に提出されており、これに対応した陳情であった。この際に作られたと思われる「ドッグレース法案」では、「競犬関係綴」、横浜市各課文書六八四)、第一条に「地方財政に寄与するため、地方公共団体が行うドッグレースに関し規定する」とし、都道府県・特定市(地方自治法第一五五条二項の市)、指定市(自治庁長官の指定する市)において開催できること、同年の国会には「畜犬競技法案の競技施行者として五大市を加えること」の陳情書(横浜市会議長嶋村力外四名)が出されており、特定市の規定があるこの法案は五大市側の案であろう。

があると思いますが、これが運営を総合的に調整する場合には、地方財政に寄与する面も更に倍加する」とし、競馬・競輪・競艇・小型自動車に競犬を加えて、各地方公共団体が「最も適切であると考えられる事業三種に限って」開催できる案であった。また、指定市町村以外でも自治庁長官の許可があれば施行者となることができる、競技場がない都道府県の地方公共団体でも、他の都道府県の競技場を使用して施行できるようにする案であった(「地方公共団体が行う公営による競走の臨時特例に関する法律案制定に関する要請書」)。このように既存の公営競技を総合的に規正する内容に、競犬の実施を加えたものであった。競犬は第七条に規定され、開催できる地方公共団体は、競馬法第一条一項の地方公共団体、各都道府県・指定市町村とし、競技は競犬協会(各都道府県に一協会)に委任することができ、連合会を設立する、その他、多くは競馬法に準ずるものであった。

ニューヨークからは、現在、ドッグレース場は存在しないとの回答、ロンドンからは市では施行していないので、「グレーファウンドレーシング協会」を紹介されている。九月二四日には、メルボルン市長の命で、立場は不明だが、ハント(John R Hunt)とマッケンヂ(Marjorie J. McKenzie)の二人が横浜市を訪れて説明している。内容は、施行者は公共団体の監督下にある公益法人のドッグレース協会、全国で一五箇所競走場があるなどで、メルボルンレイハウンドレース協会の規則などを寄贈している。

一方、シドニーからは、一〇月にシドニー市とニューサウスウェールズナショナルコーアシング協会(NSW National Coursing Association Ltd.)から回答と資料が送られてきている。図3の上海のプログラムも、コーアシング協会が「宣伝係のテイラー氏の御好意により」送付してきた資料であった。このナショナルコーアシング協会は、ニューサウスウェールズグレーハウンド飼育者所有者訓練者協会(NSW Greyhound Breeders, Owners and Trainers Association Ltd.)と共に、シドニーにおいてドッグレースを許可されたクラブであった。

翌一九五八(昭和三三)年二月には、横浜市がトータリゼータをオーストラリアから供給を受けようとしていると「シドニーの友だちから」知らせてき



図4 シドニー、ウェントワースパークのドッグレース場(各課684所収)

たとして、ジョンマナーズ株式会社から「御注文に応ずる立場にある」と売り込みもあった。横浜市は「ドッグレース事業に関しては目下調査研究中の段階」と回答しており、法制化にまだ望みを捨てていなかったようである。

【参考文献】

- 『神奈川県議会史』続編第一巻・第二巻(神奈川県議会)一九七三年・一九七四年、日本自転車振興会編「競輪三十年史」(日本自転車振興会)一九七八年、花月園観光三〇年史編纂委員会編「花月園観光三十年史」(花月園観光株式会社)一九八〇年、「競艇沿革史」(全国モーターボート競走施行者協議会)一九七〇年、横浜市港湾局臨海開発部編「横浜の埋立」(横浜市港湾局臨海開発部)一九九二年、根岸湾埋立事業史編集委員会編「根岸湾埋立事業史」(根岸湾埋立事業史編纂会)二〇一二年、長岡武「昭和初期に賑わいを見せた2つの戸塚競馬場」(馬の博物館学芸員便り)二〇一四年第一回、[http://www.baitonkai.jp/blog/column\\_20141122.html](http://www.baitonkai.jp/blog/column_20141122.html)。

(百瀬敏夫)